

○小海町自然保護条例  
平成元年3月23日条例第7号  
小海町自然保護条例

(目的)

第1条 この条例は、小海町が古くからすぐれた自然景観を有しそれが住民の福祉と密接に関係しているとともに、自然環境が地域で共有する財産であることに鑑み、自然と人の生活の調和を基調とする良好な生活環境の保全を図り、又この地の自然景観を将来にむけて保護することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等町内に住民又は居所を有する者、並びに一時的に町内に逗留する者及び町内を旅行中の者をいう。
- (2) 廃棄物等ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体、その他汚物又は不用物であって固形状又は液体のもの、並びに騒音、煤煙、粉じん、その他規則で定めるものをいう。
- (3) 開発行為
  - ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
  - イ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
  - ウ 立木の伐採
  - エ 土石、花木の類の採取
  - オ 水面の埋立て又は干拓
  - カ 太陽光発電設備の設置以上各号に掲げる行為をいう。
- 2 この条例にいう「自然環境」とは自然資源（山岳、溪谷、河川、地下水、湧水、森林）及び景観をいう。
- 3 この条例にいう「生活環境」とは人が生活する必要な諸条件、これに密接な関係ある財産並びに動植物及びその育成環境をいう。

(町の責務)

第3条 町はこの条例目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を策定し実施するものとする。

- (1) 自然環境の保護及び利用に対する施設の調査及び指定
- (2) 土地利用計画の策定及び開発行為の調整を図る
- (3) 保護動植物の調査及び指定
- (4) 自然破壊及び河川汚濁行為の中止並びに停止に関する勧告
- (5) 水資源保護の調査及び農業用水の指定
- (6) 廃棄物の処理に関する総合的な施策
- (7) 森林の保護とその育成
- (8) その他自然保護並びに資源保護上必要な業務

(事業者の責務)

第4条 事業者は町が行う開発に関する施策の実施に協力しなければならない。

2 事業者はその事業活動によって生ずる自然破壊（自然環境の破壊を含む。以下同じ。）を防止するため自然の改変を最小限度にとどめるとともに、その責任において植生の回復その他自然環境保護のために適切な措置を講じなければならない。

3 事業者はその事業活動に必要とする地下水の利用に当たっては、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(住民等の責務)

第5条 住民は町が行なう開発に関する施策に協力するとともに自然環境及び生活環境の保護に努め、その活動によって発生する廃棄物を適切に処理し、快適な生活環境を確保するように努めなければならない。

(基準の作成等)

第6条 町長は、自然の保護及び環境の保全を図るため、次の各号に掲げる基準を定めなければならない。

- (1) 水資源の開発及び地下水の利用に関する基準
- (2) 自然環境、生活環境の保護保全に関する基準
- (3) 廃棄物の処理に関する基準
- (4) その他町長が必要と認める基準

2 町長は、前項の規定による基準を定めようとするときは、小海町自然保護審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 町長は、第1項の規定による保護保全基準及び処理基準を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(基準の遵守)

第7条 事業者及び住民等は、前条第1項に規定する基準を遵守しなければならない。

(開発行為の届け出)

第8条 町内において、次の各号に掲げる開発行為（第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号については、その種類及び規模が、規則で定める基準を超えるものに限る。）を行なおうとする者は、当該行為に着手する日

の30日前までに規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。ただし、町長は自然の保護及び環境の保全に支障をおよぼす恐れがないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 建築物、その他の工作物の新築、改築、又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 地下水の取水施設の設置
- (4) 土石類の採取
- (5) 植物の採取
- (6) 騒音、又は粉じん等を発生する施設の設置
- (7) 太陽光発電設備の設置

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、公共又は公益を目的として、同項の規定による開発行為をしようとするときは、同項の届出を要しない。この場合において当該国又は、地方公共団体は、前項の規定による届出の例により、あらかじめ町長と協議しなければならない。

3 第1項の規定は、法令の規定により、許可等を受けて行う行為、通常管理行為、軽易な行為、その他の行為等で、規則で定めるものについては適用しない。

(開発に関する基本協定)

第9条 事業者は町内において、次の各号に掲げる開発行為（第1号から第3号までについては、その規模が規則で定める基準を超えるものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ町長と、第6条第1項の規定による基準に適合した協定を締結しなければならない。

- (1) 宅地の造成
- (2) 車道の開設
- (3) ゴルフ場の造成
- (4) 別荘団地の造成
- (5) 地下水の取水施設の設置
- (6) その他町長が必要と認められた開発行為

2 町長は前項の規定により、協定を締結しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(基本協定の履行)

第10条 事業者は前条の規定により締結した開発基本協定を忠実に履行しなければならない。

(履行の確保)

第11条 町長は第9条の規定により締結した開発基本協定に違反する行為をしようとし又はしたと認められる者に対して当該協定の履行の確保について期限を定めて必要な処置を行うよう助言、又は勧告することができる。

2 町長は第9条の規定により開発基本協定を締結した者、その他の事業者が第6条第1項の規定による保護基準又は処理基準に違反する行為をしようとし、又はしたと認めるときは、当該者に対して生活環境を保全し自然環境を保護するために必要な限度において期限を定めて必要な措置を行なうよう勧告することができる。

(開発行為の禁止等)

第12条 町長は、第8条第1項の規定による届け出があった場合において、自然の保護及び環境の保全のために必要があると認めるときは、その届け出をした者に対して、その届け出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然の保護及び環境の保全のため、必要な限度において、その届け出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入調査)

第13条 町長はこの条例の施行に必要な限度において、職員をして開発行為地域内に立入、当該地若しくは当該地にある物件又は土地において行われている行為の状況等を調査させることができる。

2 前項の場合において職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会)

第14条 自然環境保護及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、小海町自然保護審議会を設置する。

(任務)

第15条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、町長の諮問に応じて、調査審議する。

- (1) 第6条に規定する基準に関する事項
- (2) 第9条に規定する協定の締結に関する事項
- (3) 前各号に規定するものの外、町長が必要と認められた事項

(組織)

第16条 審議会は委員10名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 3人以内
- (2) 学識経験者 7人以内

(任期)

第17条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- (1) 会長は委員の互選による。
- (2) 会長は会務を総理しこれを代表する。
- (3) 副会長は委員から会長が任命する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(罰則)

第21条 第12条の規定による命令に違反した者は10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反して届け出をせず若しくは虚偽の届け出をした者

(2) 第13条第1項の規定による立入調査を拒み妨げ若しくは忌避した者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附則

(施行規日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第14条から第19条までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例第8条第1項の規定は、平成元年4月1日において、現に開発行為に着手している者について準用する。この場合において、同条同項中「行おうとする者」とあるのは、「行っている者」と、「当該行為に着手する日の30日前までに」とあるのは、「施行の日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

附則（平成24年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成29年12月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。